

電子商取引に係る 国際ルール形成の動向

(W T O 電子商取引有志国会合について)

平成31年4月22日
経済産業省 通商政策局 通商機構部

WTO電子商取引有志国会合：概要

- 2017年12月、日・豪・星が将来のWTOルール作りに向けた議論を行う**WTO電子商取引有志国会合**を立ち上げ(71の加盟国で共同声明を発出)。
- **2018年3月から12月までに9回有志国会合を開催。日、米、EUを含めた14か国から、将来のWTO協定に含めるべき要素等について提案が提出され、共同声明非参加国も含め計100以上の加盟国が出席。**
- 2019年1月25日、ダボスで非公式閣僚会合を開催し、**可能な限り多くのメンバーとともに高いレベルのルール作りを目指し、交渉開始の意思を確認する共同声明を76の加盟国で発出。**ダボスでの共同声明には**中国やUAE等が新規に参加。**
※4月1日にベナンが正式に参加を表明し、現在の署名国は合計77加盟国。

共同声明概要（2019年1月25日 於・ダボス）

- 有志国会合立ち上げ以降のWTOにおける交渉に向けた議論の進展を歓迎。
- 電子商取引の貿易関連の側面に関するWTOにおける交渉を開始する意思を確認。
- 可能な限り多くのWTO加盟国の参加を得て、WTOにおける既存の協定及び枠組みを基礎とする高い水準の成果を達成することを目指す。
- 途上国及び後発開発途上国を含む加盟国並びに零細・中小企業が直面する特有の機会及び課題を認識し考慮する。
- 我々は、全てのWTO加盟国に対し、ビジネス、消費者及び世界経済にとっての電子商取引の利益を更に増大させるために参加するよう引き続き奨励する。



(左から) イスラン大臣(星)、バーミンガム大臣(豪)、世耕大臣
2019年1月25日 於・ダボス

WTO電子商取引有志国会合：ダボス共同声明の署名国

- アルバニア
- アルゼンチン
- オーストラリア
- バーレーン
- ブラジル
- ブルネイ・ダルサラーム
- カナダ
- チリ
- 中国
- コロンビア
- コスタリカ
- エルサルバドル
- 欧州連合
(28加盟国を代表)
- ジョージア
- ホンジュラス
- 香港
- アイスランド
- イスラエル
- 日本
- カザフスタン
- 韓国
- クウェート
- ラオス
- リヒテンシュタイン
- マレーシア
- メキシコ
- モルドバ
- モンゴル
- モンテネグロ
- ミャンマー
- ニューージーランド
- ニカラグア
- ナイジェリア
- ノルウェー
- パナマ
- パラグアイ
- ベナン
- ペルー
- カタール
- ロシア
- シンガポール
- スイス
- 台湾
- タイ
- マケドニア旧ユーゴスラビア
- トルコ
- ウクライナ
- アラブ首長国連邦
- アメリカ合衆国
- ウルグアイ

(計77WTO加盟国)

WTO電子商取引有志国会合：これまで探求的作業で扱われたテーマ

A 電子商取引の円滑化

- 電子署名や電子認証について、その利用を妨げるような措置の禁止
- 通関書類の電子的な提出等を容認
- 越境での電子決済を妨げる措置の禁止
- 電子的送信に対する関税の不賦課

B 電子商取引の自由化

- データフローを妨げる不当な措置の禁止
- データローカライゼーション要求の禁止
- 自国外で作製されたデジタル・プロダクトを差別することの禁止
- 物品及びサービスの市場アクセスに係る約束の改善

C 電子商取引の信頼性

- 十分な個人情報保護制度の制定（国際基準への準拠等）
- ソースコード開示要求の禁止
- オンライン取引での消費者の保護のための法令を制定
- 迷惑メールの防止のための法令を制定

D 分野横断的な事項

- 規制に係る規則及び手続に関する情報の公表・交換 / 加盟国及び規制当局間での規制の調和及び協力
- キャパシティ・ビルディング